

奈良県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十九年七月九日執行の奈良市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成三十年三月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

裁

決

書

奈良県奈良市法蓮佐保山一―四―一六

審査申立人総代

山下真

奈良県奈良市中山町西二―九五〇―三二

審査申立人

川野恵子

奈良県奈良市富雄元町四―四―四八

同

久保美佐子

奈良県鳥見町四―一―二二―四〇四

同

手塚和子

奈良県奈良市紀寺町八八三―二

同

清水徳正

奈良県奈良市今御門町一〇―二―四〇二

同

岩橋正己

奈良県奈良市今御門町一〇―二―四〇二

同

岩橋直子

奈良県奈良市富雄元町一―二二―一―七二四

同

増田宏文

奈良県奈良市富雄元町一―二二―一―七二四

同

増田淳代

奈良県奈良市水門町三七―四

同

菅沼猛

奈良県奈良市あやめ池北三―三―五七

奈良県奈良市富雄北一―一八―B―三〇一	同	菅野明弘
奈良県奈良市富雄北一―一八―B―三〇一	同	宮川秀樹
奈良県奈良市法蓮佐保山一―三一―一	同	宮川三千代
奈良県奈良市法蓮佐保山一―三一―七	同	菊山弘
奈良県奈良市法蓮佐保山一―三一―七	同	今西伸之
奈良県奈良市法蓮佐保山一―三一―七	同	今西幸子
奈良県奈良市法蓮佐保山一―三一―七	同	今西理乃
奈良県奈良市法華寺町二―四―一―九〇七	同	今西康仁
奈良県奈良市高畑町一―二六九―三	同	中村秀行
奈良県奈良市高畑町一―三六五	同	廣敦子
奈良県奈良市東紀寺町一―一六―一	同	三谷早苗
奈良県奈良市高畑町四四五―一	同	堤ひとみ
奈良県奈良市高畑町四四五―一	同	吉川浩
奈良県奈良市富雄北一―一六―J―三〇一	同	吉川明美
奈良県奈良市富雄北一―一六―J―三〇一	同	成尾幸雄

同

奈良県奈良市富雄北一―一六―J―三〇一

成尾敏子

同

奈良県奈良市山陵町一〇五五―一〇

成尾亜矢子

同

奈良県奈良市山陵町一〇五五―一〇

前田新作

同

奈良県奈良市五条西一―三六―三一―一

前田みゆき

同

奈良県奈良市五条西一―三六―三一―一

戸津裕明

同

奈良県奈良市高畑町一三五八

戸津音和

同

奈良県奈良市高畑町一三五八

六本甚雄

同

奈良県奈良市西包永町四三

六本雅子

同

奈良県奈良市山陵町一〇九四―四

倉本みゆき

同

奈良県奈良市敷島町一―五四八―一〇

川井恵美子

同

奈良県奈良市東向中町一

井上雅由

同

奈良県奈良市後藤町二―二―二

木村有香

同

奈良県奈良市鳥見町四―二―一九―一〇四

坂井美穂子

同

奈良県奈良市高天市町一

堀坂恵子

高天飯田ビル四〇一 中川和男法律事務所

審査申立人総代理人 弁護士 中川和男

大阪府大阪市北区西天満四―九―一二  
リーガル西天満ビル六〇一 三木秀夫法律事務所  
同 同 三木秀夫  
大阪府大阪市北区南森町一―三―二七  
南森町丸井ビル四階 塩野山下法律事務所  
同 同 塩野隆史  
奈良県奈良市登大路町五  
修徳ビル一階 登大路総合法律事務所  
同 同 田中啓義  
大阪府大阪市北区西天満二―八―一  
大江ビル五〇五 秋田仁志法律事務所  
同 同 秋田仁志  
大阪府大阪市北区西天満四―一五―一八  
プラザ梅新五階五一― 勝部・高橋法律事務所  
同 同 高橋司  
大阪府大阪市北区西天満一―九―一三  
パークビル中之島六階六〇五 巽・中川法律事務所  
同 同 中川元  
大阪府大阪市北区西天満四―九―一二  
リーガル西天満ビル八〇五 加藤高志法律事務所  
同 同 加藤高志  
大阪府大阪市北区西天満五―一―九  
新日本曾根崎ビル九階 ミネルヴァ法律事務所  
同 同 畠田健治  
大阪府大阪市北区西天満四―三―二五  
梅田プラザビル九階 大川・村松・坂本法律事務所  
同 同 坂本団  
奈良県奈良市高天町一九―一  
奈良今西ビル四階 古都の風法律事務所  
同 同 山崎靖子

	大阪府大阪市北区西天満三―一―六		
	辰野西天満ビル四階	原・国分・長部法律事務所	
	同	同	長部 研太郎
	大阪府大阪市北区西天満四―一―四		
	第三大阪弁護士ビル一階	岡本・豊永法律事務所	
	同	同	豊永 泰雄
	奈良県奈良市高天町一―		
	高天飯田ビル六階	やすらぎ法律事務所	
	同	同	北條 正崇
	大阪府大阪市北区西天満四―九―一二		
	リーガル西天満ビル四〇三	甲斐・広瀬法律事務所	
	同	同	甲斐 みなみ
	奈良県奈良市高天市町一―一―一		
	高天飯田ビル五階	奈良パーク法律事務所	
	同	同	中西 伸之
	奈良県奈良市佐紀町四七―一		
	岡本ビル二階	安藤法律事務所	
	同	同	安藤 昌司
	奈良県奈良市学園北一―一―一四		
	エル・アベニュー学園前四〇一	学園前総合法律事務所	
	同	同	畠 中孝司
	奈良県奈良市登大路町五		
	修徳ビル四階四〇一	かすがの法律事務所	
	同	同	今治 周平
	大阪府大阪市北区西天満四―四―一二		
	近藤ビル八階	甲斐法律事務所	
	同	同	甲斐 直恵

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成二十九年十月五日付けで提起の  
あつた同年七月九日執行の奈良市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の

効力に関する審査の申立てについて、奈良県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、奈良市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が行った異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めたものであつて、その理由とするところは、審査申立書、反論書及び申立人の口頭意見陳述の結果を要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙の開票結果は、候補者仲川元庸（以下「仲川候補」という。）六一、九三四票、次点である候補者山下真（以下「山下候補」という。）五九、九一二票であり、その得票差は二、〇二二票であつた。仲川候補の得票に関し、一旦疑問票とされた後、有効となった票が少なくとも四、四三四票あり、これだけ多くの票が疑問票として取り扱われること自体が異例である。

二 具体的には、開票率八五・三二パーセントでの市委員会による開票結果の発表後、にんべんの無い「中川」と書かれた票（以下「中川」票」という。）が二、五〇〇票追加され、さらに開票率九五・二六パーセントでの市委員会による開票結果の発表後、一旦疑問票に分類された後で有効票とされた一、九三四票が追加され、開票率一〇〇パーセントとなった。よつて、少なくとも、この二、五〇〇票と一、九三四票を足し合わせた四、四三四票は、一旦疑問票とされた後、有効となった票であるといえる。

三 また、山下候補の得票に関して、一旦疑問票に分類された後で有効票とされたものが九一二票あるが、現在無効票に分類されている二、九五一票のうち、一旦疑問票に分類された後で無効票とされた票が何票かあるはずである。

四 右記一〜三のような、一旦疑問票として判断に付された多くの票の有効無効の判断が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）の規定及

び裁判例に合致するか否かにより、当選の効力に影響を与える可能性がある。また、「中川」票の割合が、平成二十五年七月二十一日執行の前回奈良市長選挙（以下「前回選挙」という。）のときの割合と同程度か否かという検証も必要である。

五 そして、この疑問票の判定にあたり、「開票所内において、ある選管職員より「山下候補の得票に係る疑問票を全て無効にせよ。」などとする指示がされ、公平性を欠く処理が行われていた。」との通報が、開票に従事した市職員から申立人宛てにあった。これに対して、市委員会は「選挙会の責任者等への聞き取り調査の結果、そのような事実は無い。」としているが、市委員会が行ったとする調査については、極めて簡潔なもので、その調査の信憑性などは全く担保されているものとは言えず、信用することができない。

六 併せて、「現市長である仲川候補は、選挙会において、開票本部や疑問票を取り扱う重要な係（リジェクト係、調査係）に、自らの側近職員を意図的に配置している。」との通報も、開票に従事した市職員から申立人宛てにあった。

七 また、投票日当日の報道機関の出口調査結果では、審査申立人が優勢だったと伝えられており、出口調査結果と開票結果が異なるという異例なことから、開票結果に疑問を感じている有権者も少なくない。これに対して、市委員会は「報道機関の出口調査は限られた標本に基づくサンプル調査に過ぎないため、一〇〇パーセント正確なものではない。」としているが、報道機関の出口調査結果と開票結果が異なることは稀であることも事実である。

八 さらに、平成二十九年十月二十二日執行の春日部市長選挙（以下「春日部市長選挙」という。）では、八票差で次点候補が敗れ、「開票の結果に疑義がある。」として有権者らから提出された異議申出書に対して、春日部市選挙管理委員会は同年十二月十六日に再点検を行った。再点検の結果、得票差が八票差から五票差に縮まり、当選の効力には異動を生じなかったものの、このように、故意か過失かは別として、再点検により、選挙管理委員会の有効無効判断が変わることになるのは決して異例のことではない。従って、開票の経緯と結果に疑義がある場合は、春日部市選挙管理委員会のように、全ての投票用紙の再点検を即座に実施すべきである。

九 以上のように、開票の経緯と結果には多くの疑義があるにも関わらず、市委員会は、「申立人の選挙立会人も含めて全ての選挙立会人から異議等も無く、開票作業は適正に執行されている。」と主張しているが、公選法上、立会人の意見は参考に

過ぎず、有効無効決定の具体的な内容や理由が述べられなければ、その決定の適法性を判断することはできない。また、山下候補の立会人は、個々の疑問票の有効無効の判断及び票束の掲示確認については確認印を押しているが、最終的に選挙の成立を認めるかどうかの（開票録への）確認印の押印は拒否している。本件で問われているのは、開票管理者の投票の効力に係る判断が、法や判例に照らして合理的か否かであり、その前提として、一旦疑問票とされた投票の数、内訳、その有効無効の判断を知る必要があるから、投票用紙の調べ直しは必要不可欠である。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、市委員会から弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、申立人から口頭による意見の陳述を受け、職権により必要な資料の提出及び質問を求めた上で、慎重に審理した。

およそ当選の効力に関する争訟は、当選人決定についての違法、すなわち○当選人を決定した機関の構成や決定手続きに違法があること、○各候補者の有効得票数の算定手続きに違法があること、○当選人となりうる資格の有無の認定について違法があることを主張して争うものとされている（東京高等裁判所昭和二十八年二月十七日判決、名古屋高等裁判所平成四年十二月十七日判決）。

そこで、当委員会は、これらの観点から、本件選挙の当選が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

その結果は、次のとおりである。

一 申立理由一〜四について（疑問票の数等について）

(一) 市委員会においては、開票事務についての執行要領が作成されており、これによれば、開票管理者の下、開票事務に携わる主な係として、左記の係を配するものとされていた。

ア 開披係 開披台の投票用紙を混同し、開披した投票用紙を集計パックに入れ、第一連絡係に回付する。

イ 第一連絡係 投票用紙を選挙ごとに区分し分類機操作係に回付する。

ウ 分類機操作係 投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）を使い、各

候補者票等に分類し、種類ごとに集計パックに区分し回付する。

エ リジエクト係 分類機が読めなかった票を分類し、明らかに有効に区分できる票以外は、疑問票、白紙投票等に分類し、第二連絡係に回付する。

オ 第二連絡係 各候補者票を点検係に、白紙投票を無効分類係に、疑問票を調査係などにそれぞれ回付する。

カ 点検係 候補者別に分類された投票を、有効投票かどうか確実に点検し計数係に回付し、有効無効の審査を要する投票は調査係に回付する。

キ 計数係 候補者別投票を投票用紙計数機を使用して計数し、百票や五百票単位に区分し第三連絡係に回付する。

ク 第三連絡係 端数票を集め百票や五百票束の分類調整を行うとともに、五百票束を有効投票係に回付する。

ケ 有効投票係 五百票束を確認し、千〜二千票を単位として、開票立会人や開票管理者に持ち回り決定を受ける。開票立会人、開票管理者の押印後、それらの票を有効投票集積台に集積する。

コ 集計係・パソコン係 有効投票集積台の候補者別の五百票束を整理台に集積し、概ね三十分毎に投票の集計を行い、中間発表資料を作成する。

サ 調査係 疑問投票を実例判例等により、有効・無効を審査し、明らかに有効と認められる票を候補者別に分類し計数係に回付する。有効無効について疑問のある票は開票立会人、開票管理者に持ち回りし、開票管理者に効力の決定を求める。按分票は按分係に、無効投票は無効分類係に回付する。

シ 按分係 按分票を、按分に関係する候補者の有効投票数に応じて按分計算し、その結果を集計係に報告する。

ス 無効分類係 無効投票を点検、確認し、事由別に分類する。無効投票の分類が終了したら、開票立会人や開票管理者に持ち回り説明をする。決定後、有効投票と別に保管し、集計ができたなら集計係に報告する。

(二) 開票所における有効無効の判断は、公選法第六十七条において「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」と規定されており、本件選挙における疑問票の取扱いについては、右記調査係が持ち回りをし、開票立会人が確認しその意見を聴いた上で開票管理者が決定しており、手続上の瑕疵は認められない。

(三) 当委員会が申立人の主張に基づき、市委員会に資料徴求及び質問を行ったところ、分類機による有効無効の識別設定は、本名若しくは立候補時に認定のあった通称名又はその一部を記載したものを以外は有効としないよう設定されていたため、「中川」票を含め、多くの票が疑問票として判断に付された可能性はあるが、疑問票の数については、その記録等について作成や保管を義務づける法的な規定が存在せず、市委員会にその内容に関する資料等が残っていないため、申立人が主張する事実の確認はできなかった。また、申立人が主張する疑問票の数については、山下候補の立会人や報道機関の目視による情報を一部根拠にしており、さらに、市委員会は、申立人が主張する疑問票の中には、一部完全な有効票の束も含まれているとの主張をしているため、申立人が主張する疑問票の数については、可能性について言及するものであり、その具体的な票数については不明である。いずれにしても、仮に申立人が主張する事実があったとしても、疑問票の多寡を言及するものにとどまり、開票手続きの適法性を疑う合理的な理由及び指摘はない。また、「中川」票の割合が、前回選挙のときの割合と同程度か否かという検証も必要であるという主張についても、疑問票の多寡については、その時々により幅があるのは当然に想定されることであり、単純比較をすることはできない。よって、前回選挙の検証を行うことを必要とするに足る合理的な理由は認められない。

二 申立理由五について（疑問票の判断についての市職員からの通報）

(一) 「疑問票の判断について公平性を欠く処理が行われていた。」との市職員からの通報について、その内容を確認するため当委員会は、申立人及び市委員会に対し、職権により必要な資料の提出及び質問を求めた。その経緯及び結果は以下のとおりである。

ア 平成二十九年十二月五日、当委員会は、公選法第二百十六条第二項により準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「行服法」という。）第三十三条の規定により、申立人に通報の事実を証明する根拠資料を提出するよう求めた。

イ 平成二十九年十二月七日、申立人よりSNS（フェイスブック）のメッセージ機能の印刷画面の提出があった。印刷画面によれば、通報は、SNSの申立人の後援会のアカウントに対して、SNSのメッセージ機能を介して行われて

おり、そこには通報者（メッセージ送信者）のSNSのアカウント名、通報内容が記載されており、通報内容には疑問票の取り扱いに関して、公平性を欠く指示をしていたとされる「〇〇〇〇〇（以下「A」という。）」の氏名が明記されていた。

ウ 平成二十九年十二月十五日、Aの存在を確認するため当委員会は、公選法第二百十六条第二項により準用する行服法第三十三条の規定により、開票所において開票事務に従事していた全職員（以下「開票事務従事者」という。）の名簿一覧（以下「名簿一覧」という。）、開票事務従事者の当日受付簿（以下「受付簿」という。）を市委員会に提出するよう求めた。

エ 平成二十九年十二月十九日、市委員会より名簿一覧、受付簿の提出があった。提出された資料から、当委員会においてAの存在を確認したところ、名簿一覧にはAの記載はなく、また、受付簿においてもAの受付がされた記録はなかった。

オ 平成三十年二月八日、Aの存在を再確認するため当委員会は、公選法第二百十六条第二項により準用する行服法第三十六条の規定により、Aは当日事務従事者として開票所に存在していなかったか、また、申立人が主張するような発言がなされたかどうかの質問を市委員会に文書で行った。

カ 平成三十年二月十六日、市委員会よりAの存在等についての質問に対する回答が文書でなされた。市委員会の回答によれば、Aは本件選挙において、投票事務及び開票事務のどちらにも従事した事実はなかった。また、右記受付簿において受付された者にのみ、開票所内に入場できる腕章を配布しており、腕章をつけていない者は開票所内に入ることができないため、当日受付簿に受付されておらず、腕章を配布されていないAが会場に入場することはできないとのことだった。

(二) 「疑問票の判断について公平性を欠く処理が行われていた。」との市職員からの通報に対して、市委員会が行ったとする調査の事実関係等を確認するため、当委員会は、市委員会に対し、職権により必要な資料の提出及び質問を求めた。その結果は以下のとおりである。

ア 平成二十九年十二月五日、当委員会は、公選法第二百十六条第二項により準用する行服法第三十三条の規定により、市委員会に調査の事実を証明する根拠

資料を提出するよう求めた。

イ 平成二十九年十二月十二日、市委員会より、選挙会の責任者等への聞き取り調査の結果を記録した資料（以下「聞き取り調査資料」という。）の提出があった。聞き取り調査資料によれば、調査は八月上旬に、市委員会事務局長が、開票事務（有効投票係、集計係・パソコン係、調査係、無効分類係）の責任者等八名に対して聞き取りを行う形で行われ、八名の調査対象者はいずれも「内部通報にあったような事実や指示は無かった。」と回答していた。

ウ 右記ア、イによれば、申立人が主張する通報において記載されていた「公平性を欠く指示をしていたとされる選管職員A」は開票事務従事者として開票所に存在せず、その信憑性を欠く一方で、市委員会においては調査対象の氏名等を明確にした上で、開票事務従事者の責任者等に聞き取り調査を行っており、市委員会の調査の内容に不合理な点は認められなかった。

よって、通報内容についてはその信憑性に乏しく、当委員会としては、当該内容を証拠として採用することができない。

### 三 申立理由六について（開票事務における人員配置）

(一) 平成三十年二月八日、開票事務における人員配置について、どのような組織がどのような基準で配置していたのか事実関係を確認するため、当委員会は、公選法第二百六条第二項により準用する行服法第三十六条の規定により、市委員会に対し文書で質問を行った。

(二) 平成三十年二月十六日、市委員会より人員配置についての回答が文書でなされた。市委員会の回答によれば、人員配置については、従来から市委員会事務局が行っており、今回の選挙で配置の考え方は変わっておらず、具体的には、人事課に開票作業に必要な人員数を伝え、人事課から報告のあった職員を、役職・年齢・開票事務の経験値等を勘案して配置していた。

(三) 以上のことから、開票事務の人員配置は市委員会事務局が事務的に配置しており、現市長である仲川候補の意向により、自らの側近職員を意図的に配置している事実は確認できなかった。よって、当選人を決定した機関の構成や決定手続きに違法があるとはいえず、当委員会としては、申立人の主張を採用することができない。

### 四 申立理由七について（報道機関の出口調査）

市委員会の決定書のとおり、報道機関の出口調査の結果は、報道機関各社が市内の投票所（期日前投票所を含む）を任意に抽出し、投票に来た選挙人を抽出したうえで調査を行うといった、限られた標本に基づくサンプル調査に過ぎないため、一定量の誤差を避けることができない。よって、報道機関の出口調査の結果と実際の開票結果に相違があったからといって、開票作業の違法性を疑う合理的な証拠とはならない。

#### 五 申立理由八について（春日部市長選挙における再点検）

申立人は、春日部市長選挙において春日部市選挙管理委員会が再点検を行った事例を挙げ、本件選挙においても同様に再点検すべき旨を主張しているが、公選法第二百十六条第二項により準用する行服法第三十五条第一項においては、「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができ。」と規定されており、実際に検証を行うか否かは、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から、審査庁が合理的に判断すべきであると解されており、その判断は審査庁である当委員会の個別の裁量に委ねられている。よって、春日部市選挙管理委員会が再点検を行ったことを理由に、開票の再点検を行うことを認めることはできない。

#### 六 申立理由九について（有効無効の判断等について）

開票所における有効無効の判断は、公選法第六十七条において「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」と規定されているところ、本件選挙においても開票立会人が確認しその意見を聴いた上で開票管理者が決定しており、法の規定により適正に行われている。申立人が主張する有効無効決定の具体的な内容や理由についても、申立人の選挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人に対し、個々の疑問票の有効無効の判断及び票束の掲示確認が行われ、すべての立会人が確認印を押している以上、改めて再点検を行い、その内容等について検証を行うことを必要とするに足る合理的な理由は認められない。

ところで、申立人は、山下候補の開票立会人が開票録に署名を行っていないことに言及している。確かに、山下候補の開票立会人が署名すべき責務を有する（公選法第七十条）開票録に署名していないことは認められるが、判例上、このことは開票終了後における単なる手続違反のことと解されており、そのことから直ちに、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるとは解されない（例えば、福岡高等裁判所昭和二

十七年十二月十八日判決）。つまり、開票録は開票終了後における記録としての一種の証明文書にすぎず、そこに立会人の署名を欠くという形式的な不備があったとしても、当選の効力を決定するに至る有効無効の判断等について、法的な瑕疵があるとは認められない。

以上のとおり、申立人が主張する本件選挙に関する疑義については一般的な可能性や憶測に基づいた主張にとどまるものであり、開票手続きの具体的な違法性が認められない以上、判例に照らし、①当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、②各候補者の有効得票数の算定手続きの違法、③当選人となりうる資格の有無の認定についての違法があるとはいえず、申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成三十年二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清 孝